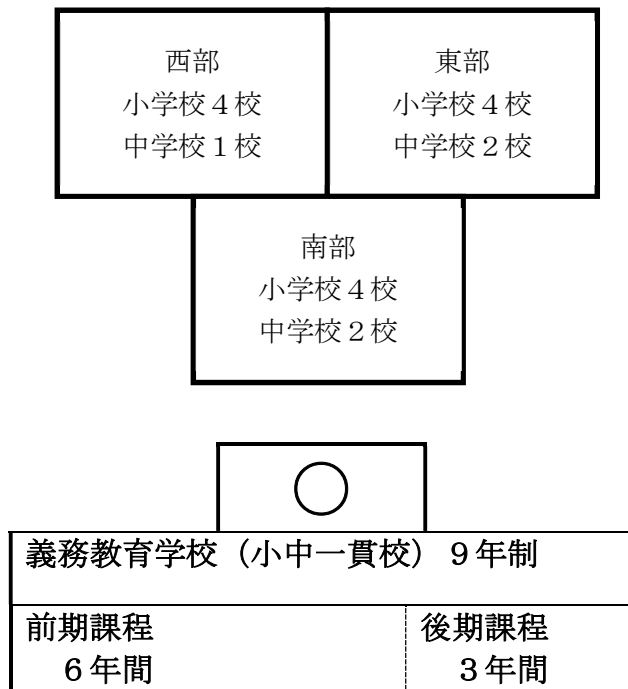


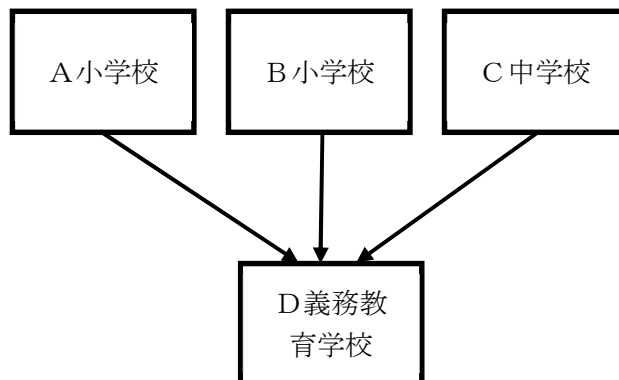
## 小中学校のあり方② 小中一貫校について

令和4年2月2日

### 1. 小中一貫校について



（小中一貫校の検討）複数小中学校を統合し小中一貫校とすることは可能か  
※校舎の建て替え、改修も視野に入れる。



県内例：飛島村立飛島学園（義務教育学校）  
西尾市立佐久島しおさい学校  
瀬戸市立にじの丘学園

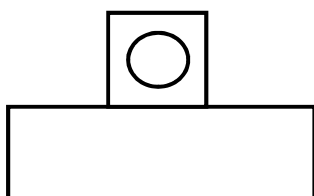
### 小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育：小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育：小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

#### ①義務教育学校

- 新たな学校種（一つの学校）  
⇒一人の校長、一つの教職員組織  
修業年限：9年  
（前期課程6年＋後期課程3年）

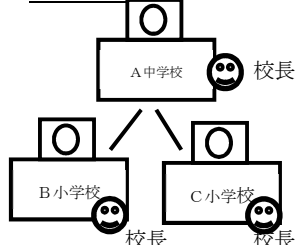


😊 校長（1人）

#### 小中一貫型小学校・中学校

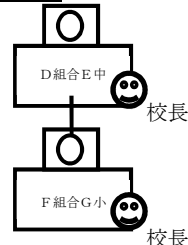
- 組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

#### ②併設型小学校・中学校 （同一の設置者）



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が条件  
例：組合調整を担う校長を定める、学校運営協議会の合同設置、校長等を併任

#### ③連携型小学校・中学校 （異なる設置者）



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

## 「小中一貫した教育課程の編制・実施に関する手引き」（平成28年12月文部科学省）

教育内容や学習活動の量的・質的充実に対応して、小学校と中学校の教員が連携して、例えば、小学校高学年での専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細やかな指導などの学習指導の工夫に取り組むことの重要性が増してきました。

### ●いわゆる「中1ギャップ」

小中一貫教育が取り組まれてきた理由には、(中略)子供たちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象への効果的な対応の必要性です。

### ●学校に期待される役割の相対的増大

家庭や地域における教育の役割は引き続き重要であり、その役割の全てを学校教育が代替することはふさわしくありませんが、このように家庭をめぐる状況が変化し、地域社会における子供の社会性育成機能が低下する中で、子供たちの集団教育の場である学校の役割への期待は相対的に大きくなっています。

その一方、少子化等に伴って学校自体が小規模化し、クラス替えができない規模の学校や多様な教職員集団からの指導を受けられない規模の学校が相当数に上っており、小学校と中学校がそれぞれ小規模化して、単独の小学校及び中学校では十分な集団規模を確保できず、教育上のデメリットが顕在化している地域も多くなっています。

こうした背景の下、小中一貫教育の取組を進めることで、

- ①多様な異学年交流の活発化
- ②より多くの多様な教員が児童生徒に関わる体制の確保
- ③中学校区を単位とした地域の活性化による地域の教育力の強化

などにより、学校教育活動の充実を図ることへのニーズが高まっていることも、小中一貫教育の導入が広がっている重要な背景・理由の1つと言えます。

### ●学校現場の課題の多様化・複雑化

学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、(略)「一人一人の教員の努力や学年単位の努力だけでは十分な対応が困難である」という認識が広がりつつあり、中学校区単位での取組を充実させる延長線上に小中一貫教育の導入が検討されているという側面もあると考えられます。なお、これまでの体制による対応では立ちゆかないという現状認識は、コミュニティ・スクールによる「地域とともにある学校づくり」や、地域と学校が連携・協働して地域全体で子供たちの成長を支える地域学校協働活動の推進などが求められている背景、いわゆる「チーム学校」が求められている背景とも軌を一にするものであると言えます。

### ●制度を活用するメリット

(これまでの取組の制度上の課題とその解消)

- ・小中一貫教育の制度化のメリットは、逆説的ですが、これまでの小中一貫教育の取組に付随していた限界との比較によって浮き彫りになる面があります。
- ・制度化前から小中一貫教育に取り組んできた学校や教育委員会では、関係者の努力によって様々な成果を上げてきた一方、小学校と中学校が別々の組織として設置されていることに起因する、様々な制約に直面していました。
- ・例えば、教育課程の編制、各種の計画や方針の策定、学校評価の実施などを始め、基本的に小・中学校それぞれにおいて取り組むことが想定されている事務は多数存在します。

- ・先行事例の中には、教育委員会や管理職の強力なリーダーシップの下で、これらを事実上一体的に実施しているところも見られますが、人事異動により取組の進捗が左右されるなど、取組が定着しにくいといった課題が指摘されていました。また、これらを一体的に実施しようとする過程で生じる様々な調整事務を小・中学校それぞれの固有の業務に加えて行うことは、教職員の多忙化を生む原因の一つともなってきました。小中一貫教育の制度を活用し、小・中学校段階が一体となってこれらの事務に取り組む体制を整えることにより、こうした課題の解消や緩和が期待できます。
- ・また、これまでの取組では、小学校と中学校それぞれに校長や管理職が配置され、意思決定や意思統一に時間がかかる場合があることが指摘されています。全国の優れた取組の中には、校長を暫定的に併任させている例や、学校間の連絡調整を行うために事実上の合同組織を設けている例もありますが、継続性や安定性に課題がありました。義務教育学校はそもそも1つの学校ですので、こうした課題は解消されますし、小中一貫型小・中学校においても、校長を一人としたり、責任体制を明確化したりといった、小中一貫教育にふさわしい運営体制が整えられていることが制度的な前提となるため、意思決定・意思統一の円滑化や取組そのものの安定的な継続が期待できます。
- ・義務教育学校や小中一貫型小・中学校は、言うまでもなく、小中一貫教育を行うための学校です、これまでの取組では、小中一貫教育を行うとしても、まずはその意義について粘り強く教職員の理解を得るプロセスから始めなければならない場合が多かったところですが、本制度の下での小中一貫教育はいわば当該学校のミッションそのものであり、教職員も本務として取組に参画することになります。このため、導入時の様々なコストが軽減されるとともに、人事異動があった場合等にも継続的・安定的に取組を実施することが可能となります。

### ●教育課程特例の活用

- ・これまでは、小学校と中学校において一貫した独自教科等の設置等を行うためには、特別の教育課程の編成にあたり、文部科学省への申請及び文部科学大臣指定による「教育課程特例校制度」が活用されてきました。これにより、全国各地において、様々な取組が行われ、多くの蓄積がされてきました。
- ・義務教育学校又は小中一貫型小・中学校の制度を活用する学校においては、個別の大臣指定の手続きを経ることなく教育課程特例の実施が可能となり、特別の教育課程を編成した取組が、設置者の判断によって行えることとなります。

### ●業務の効率化、専門スタッフの活用

- ・義務教育学校では、
  - ①これまで小学校と中学校で別々に行っていた事務を、一人の校長のマネジメントの下で教職員が一体的に行えること
  - ②教職員定数上、総括担当の副校長又は教頭が配置される算定となっていること
  - ③教職員定数上、学校事務職員等が複数配置される算定となっていること
 等を通じ、校務の効率化が可能となります。また、小中一貫型小・中学校では小中一貫にふさわしい運営の仕組みの導入が要件となっているため、学校事務の共同実施が促進され、校務の効率化や質の向上につながることを期待されます。
- ・特に、事務職員や養護教諭は、小・中学校を別々に設置する場合には1校に1人ずつ配置される算定ですが、義務教育学校に移行した場合には、1校に2人配置される算定となります。このことにより、小・中学校では別々に行っていた業務について、業務分担円滑な引継ぎ等が行えるようになり、一層効果的・効率的な業務の実施が期待できます。小中一貫教育の課題として挙げられる教職員の負担感についても、こうした算定を

基盤として教職員間の役割分担を見直すことにより、一定程度緩和することも考えられます。

- ・さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフについても一層有効な活用を図ることが可能だと考えられます。例えば、これらの専門スタッフは、中学校のみに配置されている例が見られますが、小中一貫教育の導入を通じて、小学校まで対象範囲を広げることが考えられます。小・中学校を一貫して受け持つことにより、子供への継続的な相談を行うことが期待できます。
- ・なお、義務教育学校等で校長を務めている者が小・中学校を通じて一人となっている場合には、当該校長の職務が過重にならないよう配慮する必要がある場合も考えられます。例えば、校長が小・中双方の校長会や研修会等に出席するというのではなく、校長と総括担当の副校長や教頭との間で役割分担するといったことも考えられるでしょう。

### ●学年段階の区切りの柔軟な設定

- ・子供たちの発達の早期化への対応や中学校段階への移行に際して子供が体験する段差の緩和を図る観点から、4-3-2や5-4など、学年段階の区切りを柔軟に設定する取組が広く行われています。
- ・どのような区切りを設定するかは各学校の実態に応じて判断されるべきですが、単純に区切りを前倒しするというよりは、従来であれば中学校段階の指導の特徴とされてきた取組について、小学校の指導の良さを生かしながら、段階的に小学校高学年に導入したり、小学校と中学校の教員が協力した指導を行ったりすることにより、学校段差の円滑な移行を図っていくことが必要です。

## 2. 「あま市公共施設再配置計画」(平成31年3月) あま市

### 5 施設毎の再配置計画の策定

#### (5) 学校教育系施設

##### ウ 再配置計画

- ・秋竹小学校を始めとした学級数が標準より少ない学校については、機能の統合を検討します。また、余裕教室の増加が見込まれる学校については、これを解消するために、機能の複合化も検討します。

※面積積算上、秋竹小を解体としておりますが、秋竹小に限定するものではありません。統合については小中一貫校も含め適正規模に配慮します。

#### (ウ) 統廃合、学区再編について

- ・適正規模化に向けた統廃合や学区再編については、前回の「あま市立小中学校の適正配置及び規模の適正化に関する提言書(平成23年12月)」から10年が経過した時期を目途に、小中一貫校も含めた見直しを検討していきます。

## 3. 学校の統廃合について

### あま市学校設置条例 平成22年条例第81号

#### (廃止)

第3条 学校を廃止する場合は、**議会において出席議員の3分の2以上の者の同意**を得なければならない。